

男女共同参画・ダイバーシティ推進

NEWS

No.1

2025年11月発行

編集・発行：
つくば市ダイバーシティ推進室

「いない」ではなく、
「見えていない」「知らない」だけかもしれません。

もっと知ろう、DVのこと

ドメスティックバイオレンス



- 每年11月12日から25日は『女性に対する暴力をなくす運動』週間です -

-はじめに-

DVってなに？

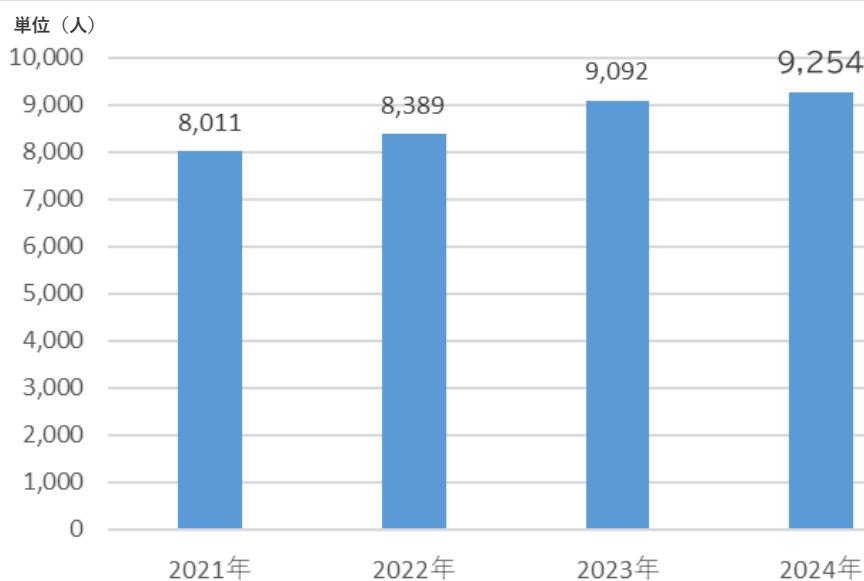
ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者やパートナー、恋人などの近しい関係にある、またはあった人(以降、パートナーと総称します)からふるわれる暴力のことです。

日本のDVの現状は、相談件数が年々増加しています(グラフ1参照)。また、DVの多くは、夫婦の間で起こることが分かっています(グラフ2参照)。

DVは、周囲の人たちからは見えにくい家庭内において起こるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVについて知ることで、あなた自身や周囲の人たちのためにできることと一緒に考えてみませんか。

グラフ1:DV相談件数の推移



DV相談件数は
年々増えています
2024年は前年と比較して
162件(1.8%)増加

※「30代の女性」が相談者として
多い傾向にあります。

グラフ2:DV被害者と加害者の関係性(2024年調べ)



婚姻関係
(元含む)
72.7%

同棲関係
(元含む)
24.1%

内縁関係
(元含む)
3.2%

参考情報:

・グラフ1は、警視庁HP「DV相談件数の推移」に関する数値を引用し作成した。また、グラフ2は警視庁HP「配偶者からの暴力事案の概況」の「相談者と行為者の関係」に関する数値を引用し作成した。
警視庁HP:https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/jokyo_tokei/kakushu/dv.html

DVについて知ろう -DVの種類-

身体的DV

- ◊ 段る・たたく
 - ◊ 突き飛ばす
 - ◊ 首をしめる
 - ◊ 物を投げつける
- …など

DV(ドメスティック・バイオレンス)は「殴る・蹴る」などの身体に対する暴力に限りません。相手を自分の思いどおりに支配・コントロールしようとする態度や行動によって、心とからだが傷つくことを知りましょう。



精神的DV

- ◊ 駄言雑言を浴びせる
 - ◊ 発言権を与えない
 - ◊ 長時間説教をする
 - ◊ 人格を否定する
- …など

社会的DV

- ◊ 友人や身内との付き合いを制限する
 - ◊ 自由に外出させない
 - ◊ 電話やメールをチェックする
- …など

経済的DV

- ◊ 生活費を渡さない
 - ◊ 外で働く事を妨害する
 - ◊ 勝手に借金を作り、返済を強要する
- …など

デートDV

- ◊ 友人と話したり会ったりしようとすると不機嫌になる
 - ◊ デートの費用を負担させてくる
- …など

注：交際相手との間で起こる暴力です。大人だけでなく、子ども間でも起こります。

性的DV

- ◊ 望まないセックスを強要する
 - ◊ 避妊に協力しない
 - ◊ 人工妊娠中絶を強制する
 - ◊ 無理にポルノを見せる
- …など

子どもを巻き込んだDV

- ◊ 子どもの前で暴力をふるう
 - ◊ 子どもを取り上げようとする
 - ◊ 子どもに危害を加える
 - ◊ 子どもの前で非難する
- …など

注：子どもの前でDVが行われること（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。

※例示した行為や態度は相談の対象となり得るものと記載しています。すべてが配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

DVに対して…こんな思い込みはありませんか？



Q1 DVの加害者は、誰にでも暴力をふるう人でしょ？

A DVの加害者の性別や年齢、学歴・収入等に特別なタイプはあります。誰に対しても粗暴な態度をとる人もいますが、職場や友人の前では明るくて、人当たりが良い人でも家庭では暴力をふるっていることもあります。

違いは何だろう?
What's the difference?



Q2 DVってけんかの延長でしょ？

A DVとけんかは違います。けんかは、対等な立場で、それぞれの意見をぶつけ合う一時的なものといえますが、DVは一方的に継続して振るわれる暴力であるケースがほとんどで、その間には「支配」と「従属」の関係があります。



Q3 DVは暴力をふるわれる被害者にも問題があるんでしょ？

A DVは加害者の意志によって行われる暴力であり、被害者に問題があるという考え方は誤りです。いかなる理由があっても暴力は許されることではありません。

暴力は人の心を傷つけ、その思考を混乱させます。配偶者など信頼している人から暴力を受けた場合はなおさらです。被害者は混乱の中で、恐怖によって相手に支配されてしまいます。



Q4 加害者と別居したり、別れたりしない被害者にも責任があるのでは？

A DV被害者が逃げられない一番の理由は、お金や住む場所、働くことを制限されて、加害者に頼らざるを得ない事情があるためです。自分で生活費をまかなえなかったり、住むところがなかったりすると、「逃げても生活ができないのでは」という不安から「逃げる」という選択をしづらいため、たとえ辛くとも加害者のそばに居続けざるをえないことが多いです。

誰もが当事者になるかも？ イメージしてみましょう

DVは、粗暴な男性が行うものという誤ったイメージを持つ人が多いかもしれません。そのような固定観念が原因で、DV被害者が周囲に相談してもDVと認識されず、対応が遅れてしまうことで被害が拡大してしまうケースも多いと言われています。

例えば、「あなた」の隣に住むA家夫婦と小学生の娘の3人家族を想像してみてください。



イメージしてみましょう
Let's imagine...



早朝、あなたがゴミ捨て場へ可燃ゴミを出しに行くと、隣のA家の夫もゴミを捨てに来していました。

A家の夫はいつも笑顔で挨拶をしてくれます。



その一方で、あなたは専業主婦であるA家の妻を外で見かけることはほとんどありません。

たまに、土曜日や日曜日に、夫と子どもと一緒に近所のスーパーで買い物をしている姿を見かけることはありますが、表情が…。



このようなA家夫婦を見て、あなたはどう感じましたか？

もしも、この夫婦間にDVがあると聞いてあなたはイメージできますか？

私たちは、見た目やイメージだけで人を判断してしまいがちなため、固定観念が原因で、実際に起きている問題を見逃しているかもしれません。こうしたことを理解しておくことは、周りの人はもちろん、自分自身も守る助けになるかもしれません。

男性のDV被害も増えています -誰もが安心して話せる雰囲気をつくろう-



警視庁の調べによると、近年男性へのDV被害が増加していますが、以前から男性のDV被害は相談しにくい状況にあります。その背景として、相談できる場所の少なさや男性はDV被害者にならないという偏見があるといわれています。

これをきっかけに、困っている人たちが安心して相談できるためにはどうしたらよいのかをみんなで考えてみませんか。

参考情報: 警視庁HP「相談者の性別」を参考

警視庁HP:https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpdc/jokyo_tokei/kakushu/dv.html

それってDVかもしれません セルフチェックリストで確認してみましょう

あなたは、パートナーとの関係で不安や怖さを感じていませんか？
また、あなたの周りにパートナーとの関係で悩んでいる人はいませんか？
このチェックリストは、あなたや大切な人がパートナーとの関係を見つめ直すためのものです。
あなた自身だけでなく、周囲に悩んでいる人がいないかという視点でも考えてみましょう。



DVセルフチェックリスト

- ①怒鳴られたり、暴言を吐かれたりする。
- ②身体を叩かれたり、押さえつけられたりすることがある。
- ③友人や家族に会うのを制限されたり、付き合いを禁止されたりする。
- ④携帯やSNSを勝手に見られたり、行動を逐一チェックされる。
- ⑤お金の使い方や働くことを制限されている。
- ⑥怖くてパートナーに逆らえない、自分の意思が持てなくなっている。
- ⑦自分の意見を言うと激しく怒られる。または、無視される。
- ⑧パートナーから受けたケガなのに、第三者に聞かれると本当のことが言えず、違う理由を話してしまう。
- ⑨パートナーから理由もなく叱られたり、責められると自分が悪いのだと思い込み、自己嫌悪に陥っている。

注：当てはまる項目があっても、必ずしもDVとは限りません。

あなたのからだとこころは、あなた自身のものです。

「いつ」「だれと」「何を」するかは、あなたが決めることです。

**つらい時はひとりで抱え込まず、信頼できる人や
専門機関に相談しましょう。**

相談したい場合はP7「相談先のこと」をご覧ください。



もしものときに知ってほしい 相談先のこと

つくば市の相談先

※最新の情報はHPをご確認ください。

相談方法	相談窓口名称	電話番号など	相談日・時間
電話 ・ 面談	つくば市女性のための相談室	電話相談専用: 029-854-5630	電話相談(予約不要) 毎週月曜日10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く) ※相談時間はお一人50分です。
		面談相談予約: 029-854-8515	面談相談(予約制) 毎週火・金曜日10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く) ※相談時間はお一人50分です。
電話	つくば市男性のための電話相談	電話相談専用: 029-854-5630	面談相談(予約不要) 奇数月木曜日18:00～20:30 (祝日及び年末年始を除く) ※相談日以外は相談できません。 ※相談スケジュールはHPをご確認ください。

DVなどに関する相談先

※性別にかかわらず利用できます。
※最新の情報はHPをご確認ください。

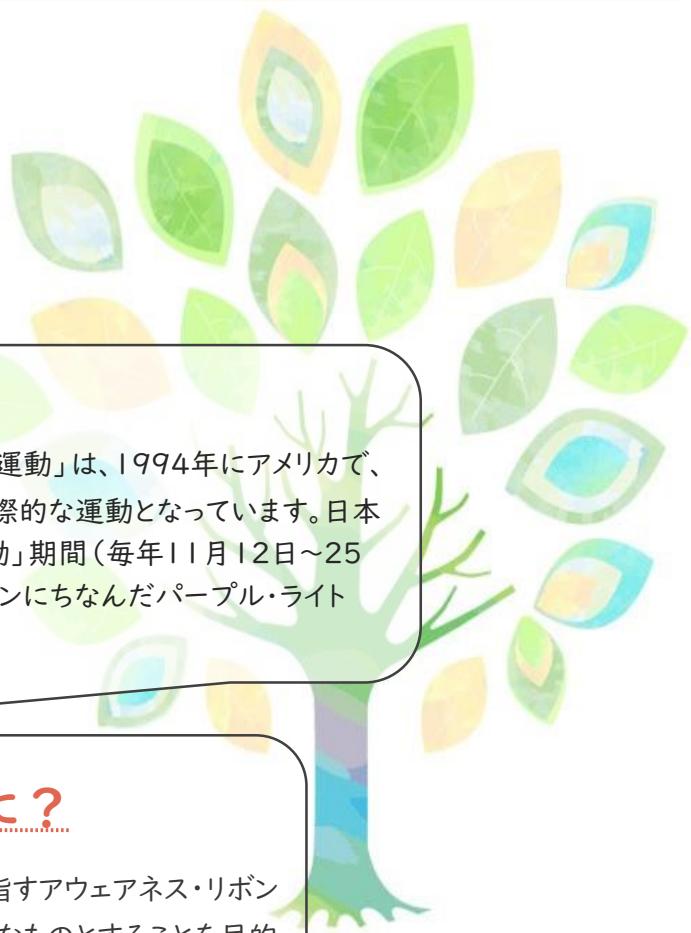
相談方法	相談窓口名称	電話番号など	相談日・時間
電話 ・ 面談	女性相談センター (茨城県配偶者暴力相談支援センター) ※DV被害については、性別を問わず相談を受けています。	電話番号(相談専用): 029-221-4166	電話相談 平日9:00～21:00 土日祝日9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く) 面談相談(予約制) 9:00～17:00 ※電話相談・面接相談とともに、12月29日から 1月3日は休みですのでご注意ください。
電話	DV相談ナビ (内閣府)	全国共通 #8008 (はれれば)	24時間受付
電話	性暴力被害者サポート ネットワーク茨城 ((公社)いばらき被害者支援センター)	全国共通 #8891 (はやくワンストップ) または 0120-8891-77 もしくは 029-350-2001	24時間受付 ※全国共通の番号にかけると発信場所から最 寄りの相談窓口に自動転送します。 ※平日9:00～17:00は女性相談員が対応し ます。(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始除く) ※上記時間帯以外は内閣府コールセンターに 繋がります。
電話	よりそいホットライン ((一社)社会的包摶サポートセンター)	0120-279-338	24時間受付 通話料無料

毎年11月12日から25日は 『女性に対する暴力をなくす運動』実施期間です。

「女性に対する暴力をなくす運動」は、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実に向けた取組をより一層強化していくことを目的に実施するものです。夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、一人一人の人権が尊重される社会を目指すために克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力をなくす運動

Q&A



Q1 運動の始まりってなに？

A1：女性に対する暴力根絶を目指す「パープルリボン運動」は、1994年にアメリカで、暴力を受けた当事者や関係者によって始まり、現在は国際的な運動となっています。日本では、内閣府が主導する「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年11月12日～25日)に合わせて、この運動のシンボルであるパープルリボンにちなんだパープル・ライトアップなどの啓発活動が行われています。



Q2 パープルリボンってなに？

A2：「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すアウェアネス・リボンです。こどもや暴力の被害者にとって、世界を安全なものとする目的として1994年アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれました。



Q3 どうして、シンボルカラーが紫色なの？

A3：紫色は20世紀初頭の女性参政権運動で「尊厳と忍耐」を象徴する色として用いられ、その後「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルカラーとして受け継がれ、女性の尊厳や権利を守る象徴となっています。

«主な参考情報元»

・警視庁HP

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp>

・内閣府男女共同参画局HP

<https://www.gender.go.jp>

・札幌市HP

<https://www.city.sapporo.jp>

これだけは忘れないでください。

「誰もが被害者や加害者になりうる」ということを…

